

三田市産後等ヘルパー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事や育児等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、家事育児等の支援を実施することにより、負担を軽減し家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、子どもの健やかな成長を目的とする児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行うに当たり、心身の負担が大きい産後間もない時期等に家事又は育児を援助するSUNだっこ応援隊（以下「ヘルパー」という。）を市長が派遣する産後等ヘルパー派遣事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、本事業の一部を事業者（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業において派遣するヘルパーが実施する家事又は育児の援助（以下「サービス」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利事業及び各種祭事等に係るものは除く。

(1) 日常的な家事に関するもの

- ア 食事の準備及び後片づけ
- イ 衣類の洗濯及び整理整頓
- ウ 居室等の掃除及び整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ その他必要な家事援助

(2) 育児に関するもの

- ア 授乳の援助
- イ おむつ交換の援助
- ウ 沐浴の援助・衣類交換の援助
- エ 適切な育児環境の整備

オ その他必要な育児援助

2 前項のサービスに加えて、家庭の状況に合わせて、必要に応じて次の各号の内容を組み合わせて実施する。

- (1) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (2) 地域の母子保健施策・子育て支援施策に関する情報提供
- (3) 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市長への報告
(利用対象者)

第4条 本事業の対象者は、三田市内に住所を有する者のうち、日中家事又は育児を行う同居の親族がいないため、出産後等の支援が十分に受けられない者で家事や育児が困難となっている、次の各号のいずれかに該当する家庭の産婦等又は養育者（以下「利用対象者」という。）とする。ただし、感染症の疾患に罹患している者又はその疑いのある者にある者は除く。

- (1) 概ね産後4か月までの産婦で当該乳児を養育する家庭
- (2) 1歳未満の多胎児を養育する家庭
- (3) 妊娠し体調不良等の状態にある者がいる家庭
- (4) 多胎妊娠し体調不良等の状態にある者がいる家庭

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的を鑑みて、家庭の事情等から市長が支援が必要と認めた場合は利用対象者とすることができる。

(派遣ヘルパー)

第5条 本事業において派遣するヘルパーは、心身ともに健康であり、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者で、かつ、次項の要件を満たし、本事業を適切に実行する能力を有する者とする。

- (1) 介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有する者
- (3) 保育士、幼稚園教諭の資格を有する者
- (4) その他家事又は育児に関する援助事業に従事する者又は子育て経験者等

2 市長が適当と認める研修を修了した者で、かつ、国が定める子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和6年3月30日こ成環第104号通知）に規定する訪問支援員の欠格事由に該当しない者

(利用条件)

第6条 事業の利用に関する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1回の利用時間は、原則として2時間を単位とし、1日1回以内とする。ただし、外出を伴うサービスを行う場合は1日2回までの連続利用を可能とする。
- (2) 利用回数は、第4条第1項第1号及び第3号の場合をあわせて、並びに同条第2項の場合は20回、同項第2号及び第4号の場合をあわせて40回を限度とする。
- (3) 利用場所は、市内の利用対象者の自宅とする。
- (4) 本事業の利用は、乳児等のほかに利用対象者が居宅または同伴している場合に限る。

2 前項各号にかかわらず対象の家庭の事情等から市長が特別な事情があり必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の申請等)

第7条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は産後等ヘルパー派遣事業利用申請書兼情報提供同意書を、利用日の14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の承認等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった時は、速やかにその内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、産後等ヘルパー派遣事業利用承認通知書又は産後等ヘルパー派遣事業利用不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業の利用を承認したときは、産後等ヘルパー派遣事業実施依頼書によりその旨を受託事業者に通知するものとする。

(ヘルパーの派遣)

第9条 受託事業者は、前条第2項の産後等ヘルパー派遣事業実施依頼書の通知があった場合は、速やかに派遣を開始するものとする。

(サービス内容変更等の連絡等)

第10条 第8条第1項の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、申請した事項に変更又は本事業の利用の終了する場合は、速やかに市長に届出をしなければならない。

(サービス内容変更等の措置等)

第11条 市長は、前項による届出に基づき、第3条第1号から第2号並びに第6

条第2号から第3号に規定する範囲内においてサービス内容を変更又は本事業の利用の終了を受託事業者に依頼することができる。

2 受託事業者は、前項による変更を行った場合は、第15条に規定する各月ごとの報告の際に市長にその内容を報告しなければならない。

(サービス中止の連絡)

第12条 利用者は、サービスを中止する場合は速やかに受託事業者へ連絡しなければならない。

(利用料)

第13条 利用者は、別表1に定める利用料に利用時間を乗じて得た額を、市長が利用者に納付書を発行した日から20日以内に納付しなければならない。ただし、利用者は利用料とは別に、サービスを受けるにあたり買い物の際の交通費や品物代金などの実費が発生した場合は、利用者は実費相当額をヘルパーに支払うものとする。

2 市長は、利用料を算定するために必要な次の各号のいずれかの書類の提出を求めることができる。ただし、利用者が自身の情報を市長が閲覧することに同意し、市長が確認できる場合は、この限りでない。

(1) 生活保護を受給していることを証明する書類

(2) 市民税・県民税課税証明書(世帯全員分)

3 利用者は、市長が指定する期限までに受託事業者に連絡せずサービスの変更又は中止した場合は別表2の利用料を納付しなければならない。なお、市長がやむを得ない事情がある場合と認める場合はこの限りではない。

(委託料の請求)

第14条 受託事業者は、各月ごとに実施した産後等ヘルパー派遣内容確認書及び産後等ヘルパー派遣事業実施報告書を翌月10日までに産後等ヘルパー派遣事業費用請求書とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書及び請求書の内容を審査し、支払い要件を満たしているものについて、委託料を支払うものとする。

(利用の中止)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を制限することができる。

(1) 第4条第1項に規定する要件に該当しなくなった場合

(2) 利用者が偽りその他不正な手段によりヘルパーの利用承認を受けた場合

(3) 市長が産後等ヘルパー派遣事業の利用に支障がありやむを得ないと認めた場合

(個人情報保護)

第16条 受託事業者は、本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、必要な個人情報保護対策を講じなければならない。

(帳票類の保管及び廃棄)

第17条 受託事業者は、帳票類の滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意のうえサービスの提供後、帳票類を5年間保存しなければならない。

2 受託事業者は、保存年月の過ぎた帳票類を破棄する場合は、裁断又は溶解処理を確実に実施しなければならない。

(関係機関との連携)

第18条 市長は、本事業の実施にあたっては、受託事業者と連携を密にするとともに、各関係機関と十分に連携をとるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する
- 2 三田市養育支援訪問事業実施要綱を廃止する。
- 3 この要綱による改正後の三田市産後等ヘルパー派遣事業実施要綱の規定は、施行日以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの要綱による改正前に、三田市養育支援訪問事業実施要綱による家事・育児援助を利用した者が施行日以後も引き続き利用する場合は、三田市産後等ヘルパー派遣事業実施要綱の利用者とみなし、多胎児を養育している場合は養育訪問支援事業の利用回数とあわせて40回を限度とし、それ以外の場合はあわせて30回を限度とし利用することができるものとする。

別表 1（第 13 条関係）

利用者の属する世帯区分		1 時間あたりの利用料
生活保護世帯及び市民税非課税世帯		0 円
上記以外の世帯	初回利用から 2 時間まで	0 円
	累積利用時間が 2 時間を超え 4 時間まで	2 5 0 円
	累積利用時間が 4 時間を超える場合	5 0 0 円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている世帯をいう。
- 2 この表において「市民税非課税世帯」とは、利用する月の属する年度（利用する月が 4 月又は 5 月である場合は、前年度）の世帯員全員の市民税が非課税の世帯をいう。

別表 2（第 13 条関係）

利用者の都合によりヘルパーの派遣が変更・中止された場合の 1 派遣あたりの利用者負担額	
市長が指定する期限までに利用者が連絡をした場合	0 円
市長が指定する期限までに利用者が連絡をしなかった場合	9 3 0 円